

第六十三回 参議院 逓信委員会 會議録 第五号

昭和四十五年三月十日(火曜日)
午前十時十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 近藤 信一君
理事 長田 裕二君
新谷寅三郎君
松平 勇雄君
永岡 光治君

委員 植竹 春彦君
古池 信三君
郡 祐一君
白井 勇君
菅野 儀作君
寺尾 豊君
久保 等君
野上 元君
森 勝治君
塩出 啓典君
村尾 重雄君

國務大臣 郵政大臣 井出一太郎君

政府委員 郵政大臣官房長 野田誠二郎君
電氣通信監理官 牧野 康夫君
郵政省郵務局長 竹下 一記君
郵政省貯金局長 山本 博君
郵政省簡易保険局長 上原 一郎君
郵政省電波監理局長 藤木 榮君
郵政省人事局長 中田 正一君
郵政省経理局長 溝呂木 繁君

事務局側

常任委員会専門員 竹森 秋夫君

本日の會議に付した案件

○郵政事業及び電氣通信事業の運営並びに電波に關する調査
(郵政事業の運営に關する件)

○委員長(近藤信一君) ただいまから逓信委員会を開会いたします。

これより郵政事業及び電氣通信事業の運営並びに電波に關する調査を議題といたします。

○永岡光治君 これから緊急質問といたしまして、郵政大臣にお伺いしたいわけでありまして、実は、参議院の逓信委員長あてに、福井郵便局の一職員から匿名をもって、いまから読み上げますような手紙が参りました。本来ならば委員長から大臣に質問すべきなものでありまして、けれども、本委員会運営の都合上、理事としての私からかわりまして手紙を読み上げます。一体どういふ実情なのかをただしてみたい、このように考えているわけでございます。まず読み上げてまいります。

『突然失礼します。逓信委員の皆様にお取次ぎ下さい。私のいる福井郵便局では、一月頃から労働組合を脱退するかどうかでもめています。私は、今組合を脱退する必要はないと思つていますが、もし、脱退者が出て組合が二つできると職場でいみ合いが起き、仕事がうまくいかないと思つています。でも、課長は、この際だから脱退した方がいいよと勧めます。同僚で「主任」への近道だと誘われている者もいます。しかし、今回の問題を私なりに考えますと、どうも不純なものがあるように思ひます。』

その一つは、管理者やそれに近い人達が論功行賞を求めて「票集め」をしている感じがするので。特に、日頃あまり口もきかない人が私たちに接近してきて、食事に誘つてくれ、その中で必ず組合の非ばうや出世の必要を説くのが、この問題と関連して何かあるようであり不可解でなりません。

もう一つは、三十万とも四五十万ともいわれている多額の金がかから流れてきているという事です。だから五十人か六十人では第二組合をつくることはできないんだ、なんとか百人以上にしたと意気込んでいる人もいます。そうかと思えば、某主任は官舎に呼ばれて脱退強要か推進役を指示されたのか、なやんでいるそうです。この主任は全然ノータッチだったため活を入れられたという話です。

こうなると、私もやや冷静さを失ないそうです。信頼してきた課長も既に渦中の人のようです。し、相談する人もなく困つています。もちろん、私は今どうする力も持っていないです。もちろん、事業のために今組合が二つになる方がいいのか、やはり疑問が残ります。

逓信委員会の皆様の調査をお願いして、すつきりした結論を出して頂きたいと思ひましてこの一筆を書いた次第です。

今日まで考え抜いたのですが、どうにもならず「近日中に反全通組合をつくるから月曜日(九日)までに返事せよ」といわれているので急いでこんな方法でお願いすることになりました。」

以上のような手紙でございます。言うならば、管理者が組合員に第二組合をつくれ、全通を脱退しろ、そうしたほうが出世の近道だ。しかもこれによりますと、上のほうから三十万とか四十万という金が出て、そのために工作

をしている。そういう金がある。どういふところが知りませんが、食事に誘われたり、あるいは官舎に來てのいろいろの経費に使われている、こういう内容のようであります。もしこれが事実とすれば、これは事業の上から見ても、また労働法と申しますか、そういううたてまえから言ひましても、不当介入という問題がありまして、非常に私は重大な問題だと思ふんです。私がこゝで取り上げましたのは、突然この問題が出たからというのではございません。この問題は、数年前からしばしば私も職場に参りましたつどに、このようないきなり聞かれます。そういうことであれば好ましくない労働慣行がでたり、あるいは職場の中に平地に波乱を求めるようなことをしては、これはいま郵便が一体どうなつておるかといへば、国民から指弾の的になつておる最中でありまして、皆が協力をして、一日も早く正常に復帰しなければならぬ重大な使命があるにもかかわらず、そのことをよそに、労使間でこういうトラブルを起こして、国民はそこのけのけのこのう状態では困るのであります。こういう観点から、一体郵政大臣は、この問題にどういふ考えを持っているのかというのをただしたい、こういうことで、きょう緊急質問をすることにいたしました次第でございます。大臣の御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(井出一太郎君) 永岡さんにお答え申し上げます。

私もいまお読み上げになりました文章はここで初めて何う次第でございまして、詳しいことはまだ聞いておらないのでございまして、省の原則的な方針だけ私からお答え申し上げておきたいと思ひます。もちろん、省といひましては、労働組合の組織を弱体化するために、これに對して介入したり、あるいは権力をこゝとに用いるというふうなことは、これはもう労働組合法の規

定によつても禁止をされておるところでございます。そのようなことは一切行なつてはおらぬと私は思いますし、また行なうべきではない、こういうふうに考えております。その方針のもとに下部の管理者に対しても常に指導をしておるところでございます。また、具体的な事実関係等につきましては、局長が来ておりますから、そちらから御答弁申し上げたいと思ひます。

○永岡光治君 事務当局から御答弁をいただく前に、大臣に重ねてお尋ねを申し上げる次第でございますが、もし、このようないことが事実とすればいかなる態度で臨むのか、大臣の決意のほどをこの際明確にしたいと思ひます。

○國務大臣(井出一太郎君) 事実関係をやはりよく調べてみなければわかりませんが、かりにそのような事実がありとしますならば、いま私の申し上げましたような方針のもとに姿勢を正さなければならぬ、かように考えております。

○永岡光治君 姿勢を正すことは当然でありまするが、かりにも、こういう行動を起こすということになつて、これが事実とすれば、断固たる処断を私はお願いしたいと思ひます。よろしうございませうか。

○國務大臣(井出一太郎君) よくその事実を調べました上で、しかるべき処置をしなければならぬと思つております。

○永岡光治君 仮定の問題だということになるわけですが、実は私と大臣との認識が多少違つておる点がそこにあると思ひます。これから調べて、もし、そういうことがあればということでありまして、そういうことは事実である、間違ひなくそうだろうと思つておるわけですか。というのは、私自身実はいままで問題になつたのであります。現場のいろいろなところに参りまして体験をしてからであります。しかし、私はあえてそのことをいままでは処断を迫るとか、そういうことなしにきました。もっと話し合いの中でそれは解決すべきものである、こういう感じからきたのであります。さういふ感じに起こつ

てまいりますと、しかも通信委員長あてに、こういう文書が匿名といつてもやがてわかることである。それが出たか、その筆跡を調べればわかることである。これはきわめてやむにやまれぬ立場で出したと思ひます。本人は匿名で出してもこれはわかるわけでありまして、それにもかかわらず匿名で出すということは、これは気の小さい人であると思ひますが、堂々と言へる人も私は知つておりますが、こういうような事実があるとすれば、き然たる態度で臨まなければならぬと思ひます。と申しますのは、労働組合の行為についてはき然たる態度で皆さんは処分をしておるが、管理者に対する処分は甘いのです。そのことがやはり管理者に対する不満が出、そのことが因となり、果となつて勤労意欲がそがれ、そして今日また郵便が滞滞する原因のすべては申してしまふが、その一助となつてゐることは事実でありまして、私はそういう意味ではき然たる態度をとるべきだと思ひます。その意味で大臣にき然たる態度でこれは処断をすべしということをして私は申し上げたいので、その辺の考えは一体大臣はどうかというのを明確にしたいと思ひます。

○國務大臣(井出一太郎君) まあ匿名の投書であるから、これは責任あるものではないとはあえて私は申しませんが、まあおそれるこの方の個人的な訴えと同時に、あるいはまた組合を通じて別途のお申し出のようなものもやはりあるのではなからうか、そういうような諸般の情勢もさらに十分検討いたすつもりでございます。もし、これが不当行為であるということが明確になりました場合には、いま永岡さんのおっしゃるような方向において処分をいたしたいと、かように思つております。

○永岡光治君 それで、大臣のいまの御答弁ではあまり実情を詳しく調べていないのでということですが、これは直ちに調査をされるつもりでございますか。

○國務大臣(井出一太郎君) さようにいたします。

○永岡光治君 その調査の際に、実は要望があるわけでありまして、従来こういう労働不当介入の問題については、たとえ具体的な申し立てと、その起こりまたは郵便局長あるいは部長さんというふうな管理者に聞く、あるいはそれを中心に調べるのが従来の慣例のようでありまして、そうなりますと、不当介入を加えた、いうならば、加害者についての調査でありますから、自分に不利な証言をしようとする人はありません。ましてや、たゞいま大臣のお答えのように、そういうときには処分をするといふことになれば、それを恐れまして、やはり言いそびれるのが人情の常と思ひます。むしろ被害者のほうを私は中心に調べて、裁判でいへば、これは被害者は原告になるわけでありまして、原告の主張を聞き、被害を調べるのが私は調べのあり方だと思ひます。そういう意味で、調べる際には、この被害を受けているといふ言い方はおかしいのであります。こういう勧誘を受けたり、あるいはそういう組合を脱退しろと強要されている、そういう諸君の側の調査をし、それと両方突き合わせて公正な判断をするのが私は正しいのではないかと、かように思ひますが、大臣のお考えは私の考えと違ひはございませんか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(中田正一君) ただいま御指摘の点につきましても、大臣御答弁のように、これからさらに調査するわけでありまして、一応昨日、調査室を通じて御連絡がありましたので、現地に問いただしたところでございます。まあ早々の間でありますので、最終的な結論というわけではございませんが、いままでのところでは、そういう事実はないといふふうなところになっております。さらに大臣のお述べのように調査を進めることは、これは当然であります。その際、従来郵政省と全通との間の話し合いは大体こういうことになつております。こういった問題が起きた場合には、労使双方でその問題について事実を出し合つて明らかにしていこうと、また問題の起きた場所

からしかるべき離れたところと、と申しますのは、郵便局段階の場合には郵政局、あるいは郵政局段階の場合には本省において、冷静に判断し得ることで意思疎通をしていく。まあいろいろの疑わしい事実があった場合に、誤解に基づく場合もございまして、いろいろございまして、組合からその事実を提起してもらつて、その事実をめぐつて問題を説明していこうといふようなことで、こういった問題処理のルールというのか、やり方を話しあつておるわけでございます。

まあ今回のこの福井の問題につきましては、まだそこまでの段階に至つておりませんけれども、いままでの全通本部と郵政省の話し合ったルールによりまして、これをまず労使相互間で事実を明らかにしていくといふようなことにとつとめなければならぬといふふうに思つておるわけでありまして、さういふ際には、先ほどお話しした趣旨なども十分考慮に入れながら進めたいといふふうに思ひます。

○永岡光治君 この際こういうものと関連をして、再びこういうようなことが起こらないようにという意味で、私はいままでの実例を私の知る限りにおいて、こういう例がありますよと、そういうことのないようにという意味で、注意を喚起しつつ質問をするわけでありまして、実はいままで一年間の過去の例を調べていただいて資料を出してもらへばさらにはつきりすると思ひます。第二組合にいかないからといふようなことで、主任に昇格をしたり、主事に昇格をしたり、あるいは課長補佐に昇格をする、あるいは課長代理に昇格するといふふうな場合には、どうも従来の私どもが理解しておつたものと最近の情勢とは非常に違つてきているように思ひます。そういう者を飛び越えて、順序を非常に狂わして、そして第二組合の者を抜くとか、あるいは第二組合をつくつた人を抜くとか、こういう例がしばしばあるように思ひます。これは決していい慣行ではないと思ひます。それがゆゑに他の人がく

さつてくるわけです。私は年功序列必ずしもそれ一本やりでやるべきだという考えは持っておりません。けれども、なるべくならばその職場がうまくいく、だれもがなるほどと納得するような抜きで、あることには異存はございませんけれども、あまり職場に混乱を起すような人事はやるべきではないのではないか、こういう実は考えを持っています。

ところが、どうも最近とはとてもない職場からとてもない職場に全通の組合員なるがゆえに回されたり、あるいはそうでない人が、全通の組合員でない、第二組合員なるがゆえに、優位な職場のとてもない優位なほうに転勤をさせられたり、配置転換をさせられたりということがしばしばあるわけです、これはもういじめない事実でございます。もし、私の言うことが間違っているというならば、全国の最近一年間における各郵便局の各職場の人事異動の具体的な人名と職歴をおとりになしたら、これは明白であります。だから、これは私はおかしいと思うんです。何かやっぱり作意がある。だからこそ、こういう職員を見ますに、勧誘されますと、どうもこれは第二組合員にかなければまいのかという気持ちになろうと思ふんです。いま大臣は、職場に入られましてから、そう私もほとんど感じないけれども、第二組合員、非常に職場は暗い感じがします。特に、この第二組合員のあるような職場は暗いし、そして全般的に言えば勤労意欲をなくしております。希望を持っておりません、若い青年が、非常に残念だと思ふのであります。それは、第二組合員をつくらう、組合の首根っこを押えつけてぎゅうぎゅう言わせることで決して希望を持って、職場が明るくなるものとは私は考えていないのですけれども、どうもそれが今日の事態のようでありまして、したがって、こういうことをなくすようにしなければならぬと思うのでありますが、調査の上にあたっては、いま人事局長からも、私が質問いたしましたような趣旨で、被害者側と申しますか、そういう勧誘を受けた側の人の調査もやると

いうことを明確にするのでありますから、してもらいたいと思うのでありますが、そういう方向でぜひひとつ調査していただいて、もう二度と再びこういうことのないように、もちろん私は全通の組合員あるいはその他の組合員の要望は理解しつつも、必ずしも全部の行動が一〇〇%正しい、あるいは行き過ぎがないとはいいません、あると思います。ずいぶん反省しなければならぬ点もたくさんあるだろうと思いますが、同時にまた、管理者側にも感情的な行き過ぎがあるようであり、産経新聞の記事を見ましても、東京の郵政局長と、杉並の郵便局長が、労働組合のほうから数点にわたる項目をあげまして、人権じゅうりんとして訴えられておる、裁判所に提訴をされておるという事実もありません。これは火のないところには煙は立たぬ、こう言っているのとおり、すべてそのとおりだとは言いませんけれども、そうとられるような、そういうふうな感じられるようなものがあつたと見ても私は差しつかえないのじやないかと思ふわけでありまして、そういう意味からいいますと、これはどうも管理者側にもやはり責任がある。だからそういたしますと、一方だけのものを責めるだけではなく、私も実はこう考えておるわけです。職場に混乱を起したのは組合も悪いかもしれない、労働組合も悪いでしょう。しかし、それを取り締まることのできなかった管理者も責任を負うべきである、こういう私は固い信念を持っておるわけでありまして、それをおさめきれないようなだらしない管理者はやめてもらうべきだ。あるいは職場から退いてもらいたい。そのき然たる態度を持たなければ職場を動かすことにならぬ。これは労使双方のことを問題にするのではなくて、そのことが国民にたいへん迷惑を及ぼしているからであります。最近でも、入学期を控えて、私の世話した子供の学費が間に合わないために非常に困りました、一通は届いたけれども、一通は届かないというので、その分の立てかえを昨日ですかやるといまして届けた。ところがあと夕方になって一通は届きました、翌

日になってまた一通届くという、これはもしそれが届かなかったら……。幸いにして私の世話したものがちょうど都合よかったからいいようなものの、そうでなかったら、これはたいへんな結果になるようなこともあるわけでありまして。いかに郵便の運配が国民に迷惑を及ぼしているかというところは、もう大臣みずから御存じだろうと思ふのでありまして、それを解決するのが、こういった第二組合をつくったり、労働組合の首根っこを押えていじめつけたりすることで解決するものでもないのだ。もっともつと労働組合を理解して働いてもらう、勤労意欲をわかしてもらう、そうして国民にサービスをしてもらうというふうな、こういうような労働政策でなければ、私はだめなのではないかと思ふからこそ、この問題を取り上げて、このようなあり方ではだめですよ、再びこういうような事件を起さないように、郵政当局はひとつ考えを変えた労働政策をやるべきじやないかということを考えておるわけでありまして、こういう私の考えについて、大臣は一体どう考えておられるのでありましょうか、それをひとつ明確にお答え願いたい。

○国務大臣(井出 太郎君) 第一線の職場のことについてへん通曉していらつしやる永岡委員が、ただいまお述べになりましたことは、私も憂いをもとにする点において全く同感でございます。まあ最近新聞紙上等にも、ときおりトラブルが報道されるのでございますが、これはまことに不幸なことではあります。そうしてやはり郵便を利用しているだけのお国民大衆に対して、これは管理も、それから労働者も、ますます反省しなければならぬ問題だと思ふのでございますが、とりわけそういう場合、管理者としては、十分に行き届いた配慮を持って、職場に働く人たちの気持ちの中へ十分浸透するような配慮をしなければならぬと、かように心得ておる次第であります。

○永岡光治君 それで、私の意見に大臣は賛成していただくならば、私は、その一つの方法として、職場に混乱を招いておるやっぱり一つの大きな理由は、たとえば現業の郵便局で、局長にそういうことを交渉してもらつても、私のほうの権限でないんだからという理由があるようでありまして。その話し合いをしていない職場が非常に多いでございます。話し合いのできてない職場はどなたも混乱を来たしておるわけでありまして。対話を深めるといふことは、今日の時期において私はないと思ふのであります。その対話をどうしてさせないのか。たとえば具体的に申し上げますと、郵便局長は、その分会の組合員の役員と話し合いをしないということにしているようでありまして。いろいろ話を聞いても、それに応じない。それから郵政局段階でもそのようであります。そういう対話を深めないで、どうして仕事がいかにぬのでありましょうか。私はどうも不思議でならないことがありますから、話し合いをした上でそれはできないんだぞと、できないことは明確にびちつと言ひべきです。いいかげんな返事をせず、できることはこうすればできますよと、それをはつきりして、そして仕事をやってくれという、そういうけじめをつけなければならぬと思ふのであります。できないことまで要求しようというから、私のほうも一切おかないんだという職場もあるようではあります。そういうやり方は私はまずいと思ふのであります。この点は大臣はどう考えておられますか。

○国務大臣(井出 太郎君) 職場の長が働いている人々と話をしないという方針が出ておるようなばかなことは私はないと思ひます。実際、その疎通なり交流なりがうまくいっておらぬという事実があるならば、これはやっぱり解きほぐさうをしなければならぬ、かように存するわけでございます。

○永岡光治君 そうであれば、ひとつ、対話ができるように指導していただきたいということ、私は十分大臣は理解できると思ふのでありますから、そのように御指導いただきたいこと、もう一つ、こんな混乱を起さない重要な問題の一つ

に、機構上の問題があると思うのです。公平なるべき人事の異動、案を作成すると申しますか、そういう権限を人事権とかりに称しましょう。そういう人事権と、それから労務対策の仕事を持つておる者が同一人事課というところをやつておるところに私は問題があると思う。人事をあずかる者は、どこにも超然とした立場に立つて公平にものを見るべきだと私は思つておるのです。人事部長が労務対策をやり人事行政をやるといふことは、これこそが問題を起す一番大きな原因でありまして、このような心配の事件が数限りなく出てくるわけでありまして。だから、私はこれを分ける必要があると思うのでありますが、大臣はどのように考へておられますか。

○政府委員(中田正二君) 労働関係の業務を処理する者が、人事にタッチするというのがいかにと、好ましくないというお話でございますが、これは別個に処理することによつて、また問題が複雑というか、問題の処理がおくれるというやうなこともなろうと思つておるわけでありまして。われわれ郵政省としては、労務管理、人事管理というやうなものをこまかく細別せずに、広い意味で職員を管理するといふやうなことから人事管理を進める。そういったしますれば、当然、地方におきましては、人事管理全般について責任を負う者が労働問題あるいは人事あるいは福利厚生、そういったものについて統轄するといふ立場になると思つてございまして。もちろん、事務的には人事を担当するセクションというものが別にございまして。人事課長というポストがございまして。労働関係については管理課というポストで行なうといふことでありまして、管理課、人事課というものがおのの別の組織で動いておるといふ面では、ただいま御指摘のような線で処理されておる。ただ、それを統轄するものは必ずどこかに生ずるであらうと思つております。労働担当の部長と人事担当の部長を離してみても、必ずそれを総合するものがまた、どういふ名前かわかりませんが、できるわけでありまして。まあ最終的には、地方の場合に

は、郵政局長というやうなものになるわけでありまして、これはもう運用の問題であらうといふふうに思つてございまして。

○永岡光治君 気持ちは、そういう気持ちでおそろく人事部長の下に人事課と労務課と申しますか、そういう労務を担当するものを二つ置いたのだらうと思つてすけれども、結果がさううまくいっていない。これも事業上私は非常に心配しておるわけですが、仕事を一生懸命やつておる貯金課長、保険課長、あるいは郵便課長という人が、一生懸命に仕事を成績をあげても、その人よりは労働と称して労働担当に來ている、まあ課長代理とか、そういうところの者がほとんどそれ以上には扱ひきされていく、あるいは労働関係を担当している人のほうがポストがよくなつていくといふ今日事実があるわけですね。それは現実なんです。そのために現場の課長さんがくさりつづあるという問題なんです、私の心配しておるのは。これはたいへんなことだと思つておる。本来労働行政というものは、事業部門が前面に押し立てていて、それがうまくいくようにサービス部門としてやるのが私は労働行政だと思つておる。ところが、労働行政といふんです、労働関係のほうに先立つてしまつて、事業といふものはどこにすつて飛んでしまつてしまつたかわからないやうになりがちなのが今日の状況であります。それがしばしば人事局長、いま現業に起つておる事態。うそだと思つたら、最近の一年間の事実を見てごらん下さい。現業の課長さんよりか、現実に労働の課長さんの方が、労働の局長さんのほうがどんだん上がつていってございまして。これはよろしくないといふ私は実は考えを持っておるわけですね。よろしくないといふことは、現業の二線に携わつておる課長さんや、あるいはさういふ仕事に携わつておる者をくさらせている。それは何かから来るかといふと、労働といふものと人事といふものが一つの人事の中にあるために、ちよつとおかしな動きをするやつは、労働行政の立場からおかしなことをするやつは、おかしい、こういうことで左遷される

わけですね。こういうことがあるわけですね。労働組合と仲よくやつたその局長が左遷されておるのです。仕事を持つてつづにやつておるにもかかわらず、さういふ人がおるのです。だから、それは何の原因から来るかといへば、人事を断絶させることになる、人事部長といふものが、二つあるから。こういう結果になる。人事といふものは労働行政もやるし、郵便も貯金もやる、保険もみるでありまして、全般的に見て高い見地から同時にそれを公平に判断をするといふ立場でなければならぬと私は思つておるわけでありまして、さういふ意味で、いまのままでいくとますます労働関係、この労働行政といふものがだんだんおかしな方向にいつてしまつて、いまに事業がどこかへすつ飛んでしまつて、労働関係のみが表面に出で、郵便がおくられてしまつていくことになる。ないかといふことを私は心配しておるわけでありまして、これは私はひとつ十分考へてもらいたいと思つておるわけですが、どうでございましょうか。

○国務大臣(井出 太郎君) いま御指摘ございましては、まあ必ずしもその労働担当の職員がございまして、それがゆゑに重要視されて云々といふことはなからうと私は思つておるけれども、しかし、御指摘のありましたやうな点は、これは十分に検討に値いたしますから、その辺はひとつ十分に運用の面では正をしてまいりたいと、このやうに考へます。

○永岡光治君 運用の面ではさういふこと今日まで来たのですが、なかなかその実効があつてないといふ私は思つておる、私は、人事行政、労働行政の前に事業を心配するものですから、御承知のとおり、いま郵便はどつちを向いておるかわからぬ状態なんです。たいへんな問題ですが、それに一向、あまり熱意が入っていない。たいへんなことだと思つておるのですが、いまだに労働関係だけにこの問題を集中させて、これを改善しようといふていないところの問題があるの、もともと郵便関係の不誠意なところからくる問題もあるんでしょうけれども、もうちよつと郵便といふものを

真剣に考へていただきたいと思つておる。そのためには、いまのような労働慣行があつて、その労働慣行が、いろいろ原因を調べてみますと、どうも第二組合にかなきや出世もせぬと、一生懸命働いたところで大したことはないやないかといふことになつて、そんならかつてにしがた、どうでもいいやと労働意欲はだんだん減つてしまふ。そのことが高じて、また、何を上のほうから命令されてもかつてにしがたといふことになる。それを見かねて、今度はトラック部隊と称する郵政局の十数人の者が職場に來て、ストップウォッチでもつてはかつて、一通何分で区分しているかといふことを調べてみたり、これはナンセンスです。そんなことでもつて私は郵便はよくならないと思つておる。もつとも郵便局の職員が——労働者が一生懸命働きたいやうな体制が、私は話し合ひの中から出てくると思つておるが、それがやられていない。ただ押さつてやろうといふことのみでもつて、そのことにつながつて人事行政をやつて、少しでも第二組合のほうを、全通の力を弱めるためにいろいろ工作をされておると、これは、私はどうもさういふことが東京のみならず、地方に行つてもみなさういふ感じがあるんで、さういふことではいけませんから、人事行政といふのはもう少し別個な高い観点から公平に見るべきだと、大臣さういふ。本省の局長さん方も、本省の局長、課長はげた箱願です、これは、それでいいと思つておる。それで局内がうまくいつておるんです。ところが現業はどうか、現業は。第二組合にいくやつは抜けて、現業は違つて、げた箱願じゃないと、そんならどうでもいいと、さういふことになつておるから問題が起きてくるわけですね。まことに、それは人事行政といふのは別個に——大臣の統轄のもとです、十分正確な期せられると思つておるが、現場の人事までは大臣の目が届かないんです。だから、さういふ意味で人事行政といふもの、私はもう少し然たる独立性を持たしたほうがいいんじゃないか、さういふふうに思つておるわけでありまして

それから、あなた方、人事の問題は云々と言っていた。なるほど人事権は管理者が握っているところでありましょうから自由にできるでしょうが、しかし機械ではないのです。荷物ではないのです。心があるのです。あなた方は権力で、この荷物をかたわらに簡単に動かすことが人事権でできると思つては大間違ひですよ。宮仕えでありますから、形の上では従うでありますよすが、心には反抗の芽えががあります。これが事業愛を阻害する優なるものです。私はそう思う。権力にはかなわない、一人一人の個々人は。しかし、心の中では、なんて冷酷無残な上司であらうという、こ

の下部の全般的な空気というものが職場を暗くしている、私はこう思う。あなた方が何と陳弁これとめようと、次から次へということがあとからあとから、全くこれはもう枚挙にいとまがなないです。幾つあげても足りない。次から次へと出る。

そこで、私はあなたの方に特に申し上げたい。郵政省の最高幹部の諸君は、失礼だがまだ皆さんは、げた箱とか何とかおっしゃったが、げた箱でもどこでもいいでしょう。とにかく階段を早く上がろうということばかりお考えなさっておるから、上からがちゃんやちゃんと機械的に命令されて、それで現場の長が今度は下部とのあつれきで、今度は、上からそんなことできなければやめると、相当強いそうですから、あなた方の命令が。ですから、勢い組合と激しくせり合う。こういうことが私はままあるだろう、これがすべてだとは思わない。しかし至るところ、もう四年も五年もこうやってわれわれが毎年毎年、職員団体とあるいはまた郵政の職員と上司とのあつれき、相克の問題を繰り返し繰り返し発言をしなければならぬということとは非常に残念なんです。大臣いいですか、よく聞いていなさいよ。しかしあなた方が、かつて私が質問したときに冷笑したごとき事態であるならば次から次とこういうことは起こらないのですよ。ですから、郵政のこの労務対策そのものでも世上何と言っているか。郵政にはハト派とタカ派があつて、ハト派が労組団体なり、職員団体の融和策を打ち出せば、片やタカ派が陰で情報を通して、連絡してぶちこわしている。いずれも、それは郵政の幹部の諸君が高位高官をねらうそのしわざである、こう陰口されている。ちまたのささやきでありますから私は無責任に発言をいたしました。しかし、これが全部がはたしてちまたのささやき、いわゆる巷間伝うところという世間話うわさ話だけでわれわれは笑って済まされるだろうかどうだろうか。私は、先般郵政事業にはビジョンがないと言った。従業員の生産の意欲をかき立てるような何ものもないではないかと私は申

し上げた。それは、上司がいわゆる自分の身を磨くためにポストあさりばかりをやって部下をいじめ、何でもいから保険の募集率を上げよう、貯金の額を上げようと下部にむちゃくちゃに押しつけてきている、こういうのが、一つ一つ取り上げれば、それは個々の問題であります、全般的な問題でこれを総合的にものと見ると、そういう一つ一つのものが、あるいはそれが細胞であつても、やがて郵政の事業を阻害する大きなガンとなつてしまふ。したがつて私は、この際幹部の諸君に特に反省を望みたい。質問をして反省を望むのは要望になりますけれども、たとえば新しい管理者の手引き、こういうのを出された、数年前。われわれがこれを指摘し、あなた方が改訂版を下部に流されたといつたつて何を下部にやったのです。新しい管理者の手引き——旧です、一番最初出された、昭和三十三年ごろですか出された、あの管理者の気引きの、あのとおりを労務担当局長がやっているのじゃありませんか。一昨々年あな方は、そういうことはやめましたといつて改訂版を出された、われわれに約束されたのです。各局長並んでわれわれと約束された事実があるわけでしょう。ところが改訂版を出したといつても改訂版の内容でやつてない、労務取り締まりは。管理者の手引きは、この前申し上げた、何が書いてあるか、全通は事業の敵であるといふこの管理者の手引き、この精神が今日なお各郵便局の管理者諸君の胸に生きている。だから職場を分断させ、分裂させる、憎みを育成する——あなた方はうそだと言つたつて、現実にあることじゃありませんか。私は、これで関連ですからやめますが、先般私が関西を調査いたしましたときに、この中にいるじゃありませんか、私の部屋に来て、君たちこういうのがあるじゃないか、外部に出して恥ずかしいじゃないかと言つたら、森先生、そんなばかなことはありませんよと言つて笑つたのです。あなた方の公開の席で私はそのとき見せたつもりなんです。

そういうことはさておいて、何としてもあなた

方が労組に対するこの根本的な考え方を変えなければいかぬ。摩擦、相克、あつれき、これは今後もおおしく続くでしょう。郵便事業の伸展などというよりも、自分の部下の心を掌握できないで何の管理者、何の局長ですか。私はそう思う。どうかひとつそういう面で、あなた方が従来の、組合を分裂させる、弾圧させる、組合を敵視させる、管理者だけが事業愛に燃えていると思ひ込んでいる労務政策というものは一切一てきしていただきたい。関連ですからあまり長いといけませんから私はこれでやめますが、この点については大臣と、それから所管の人事局長の御答弁をいただきたい。

○國務大臣(井出 太朗君) まあ先般も森委員の御質疑にお答えをしたと思いますが、やはり人間対人間の關係でございますから、これを大事にしなければならぬというのが私は基本だろうと思ふのです。そして悪循環みたいなものがあつたとすれば、これはやはりどこかで断ち切らなければいけません。これはやらないかと思つています。それで、いま管理者に対して非常にきびしい御批判をいただきましたが、これはこれで十分に、きょうは局長の諸君もいますから、おことばを受けとめるでございますよう。

それから同時に、これはまあ労組のあり方というものも、先ほど永岡さん言われるように、これは全部十全というかまあ方でもないようでございますから、これはこれでやはりひとつ皆さん方のお力も借りて、そういう点、日本の郵政事業をどう持っていくかという点について私は思ひは一つでなければならぬと考えます。そんなつもりで当たる所存でおります。

○政府委員(中田正一君) 労使關係の安定という
ような事柄につきましては、ただいま大臣答弁さ
れた趣旨に従ひまして、われわれ事務局もこれ
を進めておるところでございますし、今後ともそ
のつもりでございます。

先ほど御質問の中で触れました人事権の運用の問題については、これはもとより公正を期し

て職員の間をつなぐという立場から配意しておる
ところでございます。人事は、発令してしまえば
一回限りで済むというものでございせん。必
ず、部内職員あるいは世間からも批判されるもの
でございます。そういう批判に耐え得るようにと
いうことで、公正に人事はとり行なうべきもので
あると、常日ごろ関係者を指導しておるところで
ございます。今後ともそういったことで進めたい
と思ひます。

○永岡光治君　あまり時間をとつても何ですか、これで質問を終わりますが、先ほど大臣も触れられましたが、私は気持ちには理解していても、やはり労働組合全般が一〇〇％いいとは思つておりません。ときには、行き過ぎもありましようし、しかし、その中で因となり果となつて、いろいろ複雑なものが出てきたのがあらうと思ひます。そこらあたり、十分理解してやらなければいかぬと思いますが、私の心配するのは、やはり何としてもいまの事業が、何しろ国民に対して接する事業だけに、非常に信を国民から問われる段階に来ておるわけでありますから、この正常化について、ひとつどうしたらいいのかということ、それは単に労働組合を押えつけて、職員を押えつけばいいということではなくて、もう少し現業の管理者諸君というものはそれをうまく統括をしていけるという、そういう人物を現業の一線に出してもらいたいと思うのです。

そういう意味からいまして、これは最後の質問になるわけでありますが、やはりいろいろなトラブルを起こした原因が労働者の側だけではないような問題があるとすれば、労働組合側の処分をするということと同時に管理者についても、これはやはり何がしかの処分があつてしかるべきだという実は考えを私、持っております。そのような管理者はやはりよくないのだ。けんか両成敗という意味ではありませんけれども、往々にして、そういうことをするほうがどうやら正常運行をさせるのにいいんじゃないか。管理者一〇〇％いいということには私、ならぬと思うのです。そうい

うこともやはり正して見て、そして適材適所に配置する、こういう方向にいつてもらいたい。このことを最後にお願いと申しますか、希望の意見を付しまして、大臣の答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(井出一太郎君) おっしゃる点もよくわかります。そうして、どうも管理者と働いておる諸君とがことばが通じないというようなことではこれはいへん残念であります。したがいまして、よく現場のあり方等も検討いたしまして、そういう条件の整備というようなことにも意を用いまして、一には管理者としての心がまえといひますか、あるべき姿、こういうものをきちんとさせることと、同時に労組の諸君にも対話を通じてやはりともどもにこの大事な事業をささえていると、こういう気持ちをつるい起こしていただいで、一そこの改善につとめてまいりたいと、かように考える次第であります。

○野上元君 私はすわって質問しますから、どうかすわって御答弁願いたいと思います。

私の質問の内容については、すでに何項目か事前に通告がしてあるわけですが、その中に労使融和の対策についてというような問題が一目目加えられておるわけであります。本来ならば、全般的な問題を先にやるべきでありますが、たまたま、いまこの問題が出ておりますから、午前中この問題で質問をしてみたいと思うのですが、いま永岡委員から福井郵便局における事件について取り上げられて、それからふえんをして、労働組合に対する郵政省の考え方というようなものについていろいろと質疑応答があったのですが、私もその点について、もう少し皆さんに質問をしてみたいと思うのです。特に、人事局長が当面の担当だろうと思いますから、先にしていきたいと思うのです。いま郵政省の人事当局としては、労働組合というものに対してどのようにお考えになっているのか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員（中田正一君） 申し上げるまでもござ

いませんけれども、郵政事業のほうは、これはもう職員の仕事に對する熱意、責任感というものが、基本で仕事に動いていくというわけでございますから、そういった職員の集団である労働組合というものの動きというものが事業に大きな力を持つ、影響力を持つということは、これは当然のこととでございます。そういうことでございますので、個々の職員の管理はもちろんでございますが、職員の集団である組合との関係を、これをよく維持していくということが最も郵政事業当面の——これは必ずしも当面だけではなしに、将来とも大きな事柄であるというふうに考え、その上に立つて諸般のことを推し進めるということに考えておるところでございます。

○野上元君　それだけではちよつとよくわかりませんけれども、少なくとも終戦後、アメリカの指導によつて労働組合というものが非常な勢いをもつて発達してきた、これは事実だらうと思ひますが、しかし、その基本的な考え方はいゝゆる何とか、あるいは企業もこれは資本家の企業であるとか、あるいはそのような天皇の官吏であるとか、あるいはいろいろな考へ方をやめて、いわゆる労働組合というものをつくつて、産業民主主義を確立すべきである、官庁の民主主義を確立すべきである。こういう使命を受けてこの労働組合というものが誕生したことは間違いないと思うし、また、それが果たしてきた役割りも非常に大きいと思うんです。

ところが、どうもやはり昔の人というか、特に
よき時代に生きた人たちは、労働組合というのは
なければならぬほうがいいんだと、それのほうが事
業はうまくいくんだ、いわば、悪とまではいかな
くても、必要悪なんだという潜在的意識がこび
りついて離れないんじゃないですか。そういう点
がいろんな問題を派生してくる直接の原因じゃな
いか。そう思いませんか、人事局長。

○政府委員(中田正一君) まあ終戦後民主主義ということが大いに徹底されてまいり、その上に立っているいろいろの仕組みが動いていく、労働組合

もその一つとしてあらわれてきたということでございますので、当然労働組合をよき相手として事を決していくということは、これはもう言うまでもないことでありまして、労働組合があるがために、ものごとが進まないというようなことは、これはあり得べからざることであらうと思うわけがあります。労働組合を使用者側との間が円満に維持されておるという限りにおいては、労働組合が業務運営上好ましくないということとは、これはもう考えられないわけであります。ただ、先ほど来いろいろお話しありましたように、労働組合の動きにも必ずしも完全なものでないものがある。そういうことをめぐって、その時点においてはいろいろトラブルがある、これは事実でございますが、そういうった事柄については、これはもう労使双方努力を重ねて、問題の解決、問題の是正につとめるということであらうというふうに思うのでございます。

○野上元君 労働組合に対する考え方という一般論的なものについて、あなた方と労働組合あるいは私どもとそう変わりはないと思うんですね。私たちは、この産業民主化なりあるいは日本の民主化なりによって労働組合というものの果たした役割りは大きいし、これは絶対必要なものなんだと、一般論としては私は言い得ると思う。ところが、あなたのはうは労働組合一般論ではそれは納得できても、しかし、現実になんでは全通はどうなんだ、あるいは全電通はどうなんだ、国鉄の動きはどうなんだ、私鉄労組の動きはどうなんだということになる、また議論が分かれてくるんですね。

そこで、私も特に最近感じるのは、なぜそういうふうな郵政と全通がそんなに感情的に陰湿な関係を持たなければならぬのかということをつくづく最近感じるんですね。このことは、あなた方も率直に自分の心に問うてみてもらいたいと思うんですが、やはりあなたの方の中には、世が世ならばという気持ちがあるんじゃないか。こいつらさえおらなければ事はうまくいくんだがという気持ち

が先行するんじゃないか。それが言わず問わずのうちに、新しい管理者というようなああいふものになったり、あるいはさっき話が出ておったように、服務規律はもう厳然たるものであって、局長は分会長と対話する必要なしというふうな、そういうものが出てくるんじゃないかというふうな気がするんです。だから、いまあらわれておる現象について、これはいろいろ言われるわけです。これがいわゆる全蹙のいまの動きがいいか悪いかということになると、必ずしもいいとは言えないんだというようなことを言外に言われるわけなんです。そのもとは何ですか。そのもとは、どうも管理者のほうにあるんじゃないか。あなたの方のほうにあるんじゃないかというふうな気がするんです。ね。したがって、ぼくは労使融和策におけるアプローチのしかたは、あなた方がやっぱり進んでいかなければならないのじゃないか、むしろそういうふうな気がするんだけど、その点はどうですか。

○政府委員(中田正一君) 民主主義は、これはよく言われておりますように、時間のかかる仕組みでございますので、郵便事業の上について、組合があるから、若干事を処するにひまがかかるというふうなことがあるからといって、だからないほうがよろしいというふうなことは、これはもう現在の関係者として考えておるところは毛頭ないというふうに私存するのでございます。そこで、しかし現実にはいろいろトラブルがある。そのもとは何かと、どうしたらよろしいかというお話であります。これは労使双方ともに、お互いに考えていかなければならぬ。組合側だけ、あるいは管理者が先というふうなことでなしに、労使双方とも、これは謙虚に考えていくべき事柄であらうと思います。じゃ、どうすればよろしいかということとありますが、これはもうお互いにルールを守って接すると、これはもう第一番のことであらうと思うわけであります。何もこれは労使間の問題だけではないと思います。一般社会生活においても、ルールに基づいて相接す

るといふようなこと、それから第二番目には、やっぱりお互いの立場を尊重する、先ほど来お話のように、労働組合に対しては、管理者としても十分労働組合の信義というものを理解した上で接するといふこと、また労働組合としても、管理者の責務と管理のあり方というものを承知しておのおのその立場を尊重しながら、その限度をわきまえながら相接するといふようなことは、これは第二番目の問題でございますし、それから第三番目には、その上に立つて誠意を尽くして相接するといふようなこと、またその延長として、その結果話し合いがまとまり、約束した事柄については、これはお互いにそれを順守していくといふようなこと、こういう事柄がうまくいきますれば、労使関係は非常にスムーズにいくと思つたのでございまして、現在においては、いろいろそういった点について問題があるといふことは事実であります。

第一番のところへ戻つて恐縮であります、やっぱりルールを守つてといふのは、お互い労使双方で団体交渉とか、話し合いのルールをきめておきます。そういうルールを守ること、これはもちろんでございますが、その先に、それ以前に、やっぱり法律で定められたことはお互いに守つていくといふようなことが、これが一つの眼目であるうと思ひます。先ほどから永岡委員からお示しの点は、その点管理者側についての御指摘だったわけでありまして、不当労働行為といふようなもの——それはもちろん法律で定められておるそういう不当労働行為をやつてはいかんといふようなことから、これはもう管理者としてやるべきでない、そういうようなことが行なわれれば、お話をいろいろいふ職場がむずかしくなる、これは当然であると思ひます。一方、労働組合側におきまして、法律のもとで禁止されておる行為については、自重してもらわなければならぬといふように思ふわけでありまして、ストライキその他の違法行為については、これは自重していただく、お互いに組合側も法律を守つてもらつと、当局側も法律を守る、またそういう法律の中で示さ

れたいろいろなルール、これを守つていくといふようなことでありまして、労使関係といふことはそれほどむずかしい問題ではなくなるのではなからうかといふふうに思われるのでございまして。

○野上元君 私、いま中田さんが幾つかの問題述べられましたように、たとえばルールのこと、それからお互いの立場の尊重あるいは誠意あるいは合法主義といふような幾つかの基本的な要件をあげられたわけですが、これは相互に関連しております。ところが、あなたの方の方を見ても、私たちが見ておると、まずルールなんです。このルールにはずれたものは一切話し合いに應じないとかなんといふような行き方にやっぱりなりつあるわけなんです。その点が私は非常に問題があると思ふのです。

と同時に立場の尊重——あなた方は立場を尊重しておるか。組合は当局に対して人事権に介入しておるかといふ、介入しておらぬですかね。ところが、あなた方は組合側を分裂させようとする。そういうことを平気でやるのです、これは立場の尊重じゃないでしょう、これじゃ。これは生命線ですからね、組合にとつて組織をいじられるといふことは、こういうことをやられたら、これはストライキをもつて戦う以外に組合はありません、みずからの生命を守るために。そういうことを平気でやられておる。

さらに誠意をもつてやられておると言うけれども、それじゃあなた方は誠意をもつて郵便局の設備をやつておられるか。これは私はよく知つておりますからね、内容を。郵政の貧乏だといふことを知つておる上で聞くのです。ところが、従業員はそういうことは関係ないのです、現実設備を電電公社と比べると、電電公社はあんまりっぱなしを食つていて、電電公社はあんまりっぱなしになったのに、なぜおれたちはこの中でまじめな生活をしなげばならぬのか、職場環境におらなければならぬのかといふようなことを常に考えるから、郵政当局には誠意なしと言う。それで

ルールだけ守れと言われても、それは守りようがないじゃないかといふような問題がそこに起きてくるのじゃないかといふような考え方を私はするわけなんです。その点で、あなたが言われたようなこの三つのものがうまくいけば、そう大してむずかしい問題じゃありませんよ、簡単に言われるが、実際にうまくいかないのです。ルールがこわれてくると、あなた方は今度は組織に手を入れようとする。といふことになると、先ほどの来ることになるけれども、労働組合といふものはないほうがいい、こんなものがあるからうさくてしかたがない、あるいはつづいてしまえ、力を弱めてしまえ、こういうふうに考えられる。結局は、秩序というか、ルールというか、官僚的ルールというものを最重点に取り上げられておるところに問題があるような気がするのだが、その点をあなた方もよくよく考えてもらいたいと思ふのです。と同時に、先ほど合法主義といふことを言われたのですが、お互いに法律を守ろうじゃないか、確かに法治国家において法律を守るの、これは当然な話ですよ。しかし、労働法の発展の歴史は、お読みいただければわかりますが、これは常に支配者が与えたものじゃないのです。常に労働者が団体行動によつて戦ひ取つた歴史で、これは残念ながら。常に支配者が、それほど慈愛をもつて労働組合に権利を与えたという歴史はありません、幾ら読んでみても。今後もおそらくそうじゃないかといふ気がするのです。したがつて、合法主義と言われるならば、現在の法律は絶対に守るのだといふことになり、労働組合にもストライキ権をだれかが与えてくれないとだれも守れない。しかし、与えるところがないとすれば、みずからとらなければならぬと言われるような合法主義であくまでいくなれば、労働組合も現状維持でいけといふことになるわけなんです。それじゃ労働組合の基本的権利であるストライキ権はどうなんだ。あなた方はこれを与えようとしな、向こうは戦ひ取ろうとする。戦ひ取ろうとするやり方が、これは非合法だとは

いえないのですよ、この労働組合運動については。これは放火や殺人とは違ふのです。放火や殺人は、古今東西を問わず、これはもう悪なんです。しかし、労働組合運動といふものは、かつては悪であつてもいまでは善である、いまは絶対必要なものであるといふふうになんぞ発展していかんのですよ。そこに問題があるんで、私は、あなたの方の考え方があまりにもかたくなで、そこところから若干の摩擦が起きるのじゃないかといふような気がするのだが、その点どういふふうに考えますか。

○政府委員(中田正一君) ただいま御指摘の合法主義の問題についてであります、労働運動の歴史に徴して、ストライキといふようなものは与えられなかったことがない、戦ひ取つたものである、今後もしかりといふお説でございますが、私も思ひますのは、過去のことはいざ知らず、労働運動発生時期、そういういまから相当以前の時代でありましてはすべて国会においてもものが円滑に処理されるという場合には、これは必ずしも過去の例といふものは当たらないのではなからうかといふふうに思ふわけでありまして。現に労働運動の中で一般民間の場合についてはすではつきりとしております。ただ、郵政を含む国家公務員の場合にはその職務の公共性から制限がされておる。また、それにはそれに対する代償措置といふものをとられておる。調停、仲裁といふような制度もとられて現在の制度になつておることは、これはもう申し上げるまでもないわけでありまして。また、考え方としていろいろの御主張をされることは、これはもとより自由でございますが、これは先ほど決せられるわけでありまして、国会の場において、現在問題になつておるような事柄についても大いに議論されるにしても、それまではやはり法律の定むるところによつてお互いに行動すべきではなからうかといふふうになつておる日常よく考へておるところでございます。

○野上元君 それじゃ具体的に聞きますが、公務員制度審議会ではストライキ権の問題をやっていますね。公務員にストライキ権を与えるかどうかという問題でいま議論が展開中ですね。まだ結論が出ておらずようです。NHK会長の前田さんが会長の公務員制度審議会がありますね。その中に郵政省の担当者は入っておりますか。

○政府委員(中田正一君) 郵政省から入っております。ただいま前の人事局長、現貯金局長の山本局長が入って審議会に参画しております。

○野上元君 そうしますと、山本さんはおられるかどうか知りませんが、その中でストライキ権についてどういう態度を表明されましたか。

○政府委員(中田正一君) 私、直接審議会に参加しておりませんので、間接的なことでございますが、ただいまの審議の段階は、団結権ということから逐次争議権、そういう方面に入っております。ということで、まだ郵政の場合、公共部門の争議権の問題についてまで議論が及んでいないように聞き及んでおります。

○野上元君 まあ現実には、そこまでいっていないというのでしょうが、やがてこれは問題になると思いますが、その問題になったとき、郵政省としては公務員にストライキ権を与えるべきか、与えざるべきか、ハムレットじゃないですけど、どっちの態度をとりますか。

【委員長退席、理事永岡光治君着席】

○政府委員(中田正一君) その問題については、さらにこれから省内外関係の向きといろいろ審議を尽くして結論を出すべき事柄であろうというふうに考えております。

○野上元君 それじゃ、中田さんは労働組合のストライキ権という権利についてはどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(中田正一君) 労働組合の争議権については、これはもう憲法の認めるところ、定めるところでございます。ただ憲法におきまして、これはもう申し上げるまでもないことでございしますが、公共の福祉のために制限される、制約

されるというふうなことで、すべての労働組合に争議権を認めるかどうかというふうなことは、これはそのときの社会情勢において定められ、国会できめられる問題であるというふうに存じております。

○野上元君 国会で定められるということはそれはまあ当然ですが、最終的には立法は国会ですから。しかし、提案をするのは大体慣例として行政府がやるわけですね。その場合、その立案をされる有力なメンバーである郵政省が公務員のストライキ権についてどういう考え方を持っているのか、公務員制度審議会はどういう発言をされるのか、許すべきでないと言言されるのか、許すべきである、基本的権利であるからそれは当然許すべきであると、こういうふうな発言されるのか、その態度はまだきまっておらないのですか。

○政府委員(中田正一君) ただいまの問題について、私もまだ最終結論に達していないというふうに思っております。

○野上元君 先ほどよくは労働法についての沿革的なものをちょっと申し上げたんですが、しかし、それは過去の歴史であって、歴史は必ずしも繰り返すものではない。将来はまた違った形にあらわれるだろう、こういうふうにあなただけは言われたんですが、こういうことになると郵政省もストライキ権を認めるというふうな態度になることもあり得るということですか。

○政府委員(中田正一君) 公務員制度審議会の構成はこれは労働組合側、使用者側、それから公益委員側という構成でございまして、郵政省は使用者側委員として参加しておることでございます。その中で、これは争議権を与えるべきでないというふうに郵政省がタッチするということか、与える立場であるというのでなしに、使用者側の立場でいろいろ発言していくことであるわけでありまして、労使双方の意見、その中でさらに公益委員がいろいろ判断し、さらに政府において、そういう審議会の審議模様を尊重しながら提案という次の段階にまいるものであらうというふうに思います。

【理事永岡光治君退席、委員長着席】

○野上元君 まあ、あなたのいまの立場からすればですね、なかなかこの問題むずかしいと思えます。しかし、私は先ほど言ったようにやはりあなた方は使用者の代表として出ておられるわけですね。だからあなたの方の態度というのは非常にむずかしいですね、決定的なところがあるんです。というのは労働組合は、これは当然自分の権利だからストライキ権は労働組合に与えるべきであるという主張をするでしょう。公益委員のほうも、それは憲法下で保障されておるものだから、あとは公共の福祉にどういう関係があるかという問題だけを論ずるでしょう。しかし、使用者の場合はこれは違うんですね。公共の福祉に影響がなければ与えてよいというところをあなたの方がかつて言ったことがない。だから先ほど言ったようにこれは戦い取らざるを得ない、戦い取るためにはどうするか。それはいろいろの方法があるでしょう。国会に働きかける方法もあるでしょうし、公務員制度審議会に働きかける方法もあるでしょうし、あるいはあなたの方と話し合うこともあるだろう。しかしどうしても、それを与えられない場合は、この合法主義を突破するためにストライキを打たざるを得ないというふうなことがあり得るわけなんです。そのことを私は言っているわけなんです。これは国会の責任だと言われればまことにそのとおりであって、私たちみずからが立法できないというふうな今日非常に情けない状態にあると思っておりますが、まことに残念です。しかし、いままでの慣例から見れば、ほとんどこれは行政府が提案をして、それをわれわれが審議するというふうな形式を踏まえてきておりますから、その点われわれも反省しなければならぬと思っております。いずれにせよ、あなたの方これを認めるというところはないでしょう、おそらく。それとも歴史は発展しますが、変革しますか、それこそ断絶がほしいけれども、われわれは歴史の質的断絶、いままでは絶対に与えなかった。しかし、これからはそういうことで断絶をして与える方向に——当然与

えらというよりも認めるという方向で使用者側が転換することが望ましいと思う。でない、いつまでたっても、合法主義を言ってみても、だんだんだんだんと私は労働運動というものは強力になつていくだろうと思っております。昔は、御承知のように郵政省の中にも遠足会みたいなものがあって、十人か二十人で遠足をしようじゃないかと思つて集まった、それでも弾圧された。集まればいかにぬのだというところで弾圧された。だんだんだんだん力をつけてきたのです。だから、そういう歴史上の事実があるわけですから、この辺で歴史を断絶して、あなたの方思い切つてそういうふうに向こうにも基本的権利を与える、そのかわり自分のほうの権利は絶対守るということが必要なんじゃないか。向こうだけ与えぬ、自分だけルールを守つたり権利を守つたのでは対等の話し合いができない。そこに陰湿な関係が生まれてくるのじゃないかという気がする。私は、ストライキ権というものは与えてもストライキができないうらいは、労働組合によつてはかえつてストライキ権を与えたために労働組合がぶつづけるかもしれないね、乱用して。それは労働組合のみずからの責任だと思つて。それは自分の判断によつてストライキを打つたんだというのをきめるわけだ、必ずしもあなたの方心配されているようにストライキ権を持たれたら何をやらされるかわからぬというふうな前提的な考え方、先入観というものの、コンプレックスというか偏見というのか、そういうものは持つ必要がないのじゃないかと思つておりますが、その点は中田さんどう思いますか。

○政府委員(中田正一君) 争議権を認める認めないという問題は、労使双方の問題でなしに、もっぱら広く国民の立場から議論せらるべきことでありまして、使用者側から与えられるとか与えられないとかいう考え方は、これはいかにがなものかと思つております。もっぱら、国民の立場から、公務員制度審議会の場では公益委員などが決定的な判断を下される問題、その場合にももちろんそ

のときの社会情勢、国民の世論というものを背景に公益委員もいろいろ考え判断されるものと思うのでありまして、使用者側が与える、与えないという事柄ではないのではなからうかというふうに思うのでございます。

○野上元君 私のことばがちょっと不適当ならば訂正いたしますが、与える、与えないじゃない、公務員制度審議会の中で当然その意見を聞かれる、郵政省は、郵政省としては全通にストライキ権を与えるべきかどうかというのを聞かれるでしょう、会長から。その場合に認めるのか、認めないとかいうことを聞かれるわけですよ、だからそのときにあなたのはうは一体どういう態度をとるか、認めるということになればこれは歴史の断絶です、質的断絶がそこで行なわれるわけですよ。しかしながら、認めないということになれば、やはり歴史は繰り返すのです。そのことだけ覚えてもらいたい。だから基本的な問題をここでやってもしょうがないのでこれで閉じます。

その次に、立場の尊重ということをさっき言いましたね、さっき福井の問題が出たのですが、こういうことが、あなたは調べたけれども、早々の間でまだはつきりわからぬが、そういうことは事実ありませんと言っている。これは相当の犠牲を払って書いたと思うのです。こんなものがありまけんだけでは、一片のあなたの答弁で済まされるものではないと思うのです。事実これは先ほど森委員からも言ったし、永岡委員からも言ったように、各地で起こっている問題がたまたま福井で起こったというだけの話で、全体的なこういう状況があるということになりますね。そうすると、もしこういう事実があるとするならば、もうおそろしくこれは労働組合の買収ですからね、何十万円も金をかけてやって、不当労働行為の最たるもの、しかも労働組合の生存に触れる問題、こういう管理者が郵政省の中におられることは非常に遺憾です。そこで合法主義なんだが、あなたが言われるように、お互いに法律を守りましょうというなら、こういう事実があったときに、ばつさりと処分し

なければいけませんよ。労働組合が争議行為をやります、公労法上許されてない争議行為をやる。しかし、覚悟してやっておるわけですよ。やむを得ないんだという考え方があつた。先ほど言ったように合法主義でいけば……しかしあなた方どなたも処分していませんね。労働組合はちよつとでも違法な行為をやればどんと処分されるが、管理者のほうは、こんな重大な違法行為をやつても、いや、そういう事実はございませんと済まされておる。そこに、さっき言った立場の尊重なんというものは、一方的であるということ、ますますこれは陰湿な関係が生まれてくると私は思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(中田正二君) 福井等の問題が不当労働行為と断定されますれば、先ほど大臣の答弁の趣旨によりまして相当の措置を講ずることになろうと思ひます。

○野上元君 そうしますと、この福井事件というのは、私もいまもらったばかりで調査してないので中身はわかりません。わかりませんが、こういう事実というものは、これは大臣の意思に反することです。あるいは郵政当局の労務政策に反することです、明らかに。その点はどうですか。

○政府委員(中田正二君) 仰せのとおりでございます。

○野上元君 あなたはこういう事実はありませんと、こつと言われたけれども、ありませんというとは、あるはずがないという意味ですか。あるはずだけれども、調べてみたけれどもありませんという意味ですか。

○政府委員(中田正二君) 昨日、電話で照会し、電話で報告を受けたところによりますれば、投書のような事実はないということでございます。

○野上元君 そうしますと、あるはずはないということではないのです。そしてあなたのほうの情報は一方的情報ですね。そのことだけ確認しておきましょう。

○政府委員(中田正二君) 問題になっております

投書が匿名によりましたために、われわれのほうで調べようと思ひましたが、これはなかなか十分手が尽くせないわけでございます。管理者を通じて調査せざるを得ない。これが、もし何のだからというふうな名前がわかつておりましたれば、その者についていろいろ事情を調べるといふことが出来るわけでありまして、いかに匿名でございませう、ただいま何ともその辺までは手が及ばないという事情でございます。

○野上元君 この問題は、先ほど論議されましたのでこの程度でやめておきますけれども、その次に、誠意の問題なんです。これは、井出大臣とも友人関係にある小坂徳三郎さんが最近、本をあらわしてあります。中田さん、読んだことあります。その本の中に、こういうことが書いてあるのです。——小坂さんは信越化学の社長さんですね。私は、従業員を見るのに、これを建物やあるいはその他の手段とは同一視いたしません。従業員そのものが目的であります。主体であつておると、こつ言うのです。でも、もともと人間を改造しようなんというものは、これは人間を冒瀆するものである。そんなことが出来るわけはない。人間は、いわゆるパラエティに富んでおつて初めて能力が発揮できるのであつて、それを一つの型にはめようとするこつ自体が、これは人間に対する冒瀆なんだ、こつ言うことは私はもう一切考えないんだと、こつ言っています。そしてあるとき、会社をさらに飛躍させるためにある事業に手を出した、数十億円の資本を使って手を出した、ところが大失敗をやつたというのです。そこで社長は、従業員四千人を全部講堂に集めて、私は、こついう色けを出して、これだけのあなた方の生産した金を使った、しかし大失敗した、まことに申しわけないと言つて四千名の人にあやまつたというのです。そしたら、四千名の人々が、いや、あなたはこんな結果になることがわかつておるならば初めからやらなかつた。したがつて、そのことはわれわれはもう不問に付す

る、今後一緒に、社長と一緒に信越化学をより立てようじゃないかと、こついうことで、いまより立てられてその当時の七・八倍の業績をあげるようになった。こつして自分はいつちゅう職場におりていって、みんな名前を覚えておる。従業員のみぞは埋まらないだらう、こついうふうな言つておられます。四千名の従業員を持つ社長がこついう状態なんです。それではじめて私のところは二十年間ストライキも何にもない、しかし賃金はほかのところに絶対に負けない、業績もだんだんあがつてきた、こついつておるのです。こついうことがいわれる誠意じゃないですか。いまの郵政省の中なんか見ても、もう局長が職員を集めてお互いに話し合おうなんというこつはないです。見ておると。中田さん、杉並の局へでも行ってみなさい、一ぺん。こつしてみんな集めて、どうしたらいいの、おれも一緒に苦しもうじやないかというぐらゐのこつはやつてみたらどうですか。それが誠意じゃないですか。それがなければ、幾らさつぎあなた方が言われたように、ルールを尊重しても守られないのだ、私はそんな気がしてしょうがないのだ、最近、特に情報化社会になつてくると、こつ非常な社会でしようから、おそろしく人間性はますます疎外されてくるだらうという中で、一体何を希望に従業員は生きていくか。これはあとからまた全般的に質問しますが、こついう問題とからんでおるのです。希望を失つておるのですよ、いま。しかも遅配の原因だつて、何も従業員にあるわけじゃないのです。私はソビエトの新聞記事、こつと切り抜いてきたのですが、ソビエトにおいても、七十年前にモスコからレニングラードに手紙を出したら一日で着いた。いまは八日ぐらゐかかる。これは世界的な傾向じゃないですか。しかも、遅配に絶対的遅配と相対的遅配とありましよう。たとえば、新幹線ができて大阪までも三時間で行ける。ところが、郵便は一週間かかるというこつになれば、こつは相対的遅配です。絶対的遅配も相対的遅配も

ないが、とにかく三時間で行けるところは、まる
一日かかって、もう相対的遅配といえるわけ
で、いまの時代では、いわんやそれが三日も四
日もかかったら、これは絶対的遅配ですね。そ
ういう状態がこれから出てくるのです。そ
ういう中で働かなければならぬ従業員に對して
したら皆さん方は事業の成績をあげていけるか
というのをやはりほんとうに考えなければいか
ぬのじゃないかという気がします。特に若い
人を集めて、あなた方、まっ裸になって話し
合つてみたらどうか、問題のあるところを。
それが誠意じゃないですか。それはやはりばり
難言を浴びせられるかもしれません。しかし、
そんなことをこわがっておつたら、東京大学
になつてしまふよ、最後は機動隊の世話にな
らなければならぬという状態になつてしまふ
よ。それを郵政局はつかぬはずはないと思
います。これはそういう点についてどうか、誠
意の問題。

○政府委員(中田正二君) 先ほどお答え申し上
げましたのは、労使関係という立場から申し上げ
たわけでありまして、まあたゞいまは対職員、職員
と直接の関係においても誠意の問題が必要である
というお話、お説のとおりでございます。省とし
ては、そういう職員に対する対策、これは労働
組合を通じていろいろ議論も、事を進めており
ますが、さらに職場からも職員の声というものを
吸い上げながらいろいろの施策に取り組んでお
るわけでございますが、今後もさらに職員にとつ
て魅力ある職場たらしめるような具体的な施策を講
じていかなければならぬというふうないろいろの
検討中でございます。

○野上元君 私は、具体的に注文があるのです
が、いま郵務局と各地方本部の団体交渉を見てお
りますと、局長は出ないのです。ああいうこと
はよくないのじゃないんですか。やはり最高幹部
が出て——手を握り合わないで、おれはそんな
ものは知っちゃいないのだ、おれはまだ高い所にお
るのだというふうな、そういう考え方で、最高貴

任者が出ないで、どうして話し合いができるので
すか。そういう慣例やめたらどうですか、郵政省
でも、私も全通の委員長をやったことがあるので
すが、必ず大臣と話し合いました。徹夜で話し合
いましたよ。それで問題が解決しなかったことは
一べんもありませんでしたよ。たとえば千円の
ベスアップを要求してゼロのときもありまし
た。しかし、それはじゅんじゅんと説明された。
何日もかかって、大臣からも、経理局長からも
人事局長からも話しがなくて、私も納得し、組合
も納得させたわけですよ。それは私もばり難言を浴
びました。しかし、おさめなければならぬとき
はおさめなければならぬ。しかし最高幹部も会
わないで、出るとか出ないとか言つてみても、
そんなことはほんとうかどうかわかりませんよ。
やはり最高幹部が会つて話をし、そしておさめ
ていくというルールを復活させる必要があります
よ。郵務局長は、おれはもう全然違うのだ、次長
以下にやらせておくのだ。現場もそういう状態
ですよ。郵務局長あたりが職員の名前も知らぬとい
うようなことでは、それはやっぱり誠意がないと
見られますよ。そういうルールならぬほうがいい
のです。そういうルールならぬ。そんなものを
ルールと言ふんじやないんじやないですか。特
に、とげとげしくなつた今日の社会においては、
そういうことはぜひ必要だと私は思うが、郵政大
臣どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(井出一太郎君) 先ほど来、野上さん
と局長とやりとりをされておりましたのを私もつ
ぶさに伺つておりました。あるいは野上委員は私
に聞かせるべく局長と問答されたとかように拝察
をされます。そして、たとえばルールの問題、あ
るいはお互いの立場を尊重するということが、さ
らに誠意とは何ぞや、こゝにいたるもの基本的
な問題につきまして、非常に本質に触れた質疑応
答がございまして、私も、たいへん参考といつて
は失礼ですが、私の気持ちをゆさぶられる
ものがあつたわけでございます。それで、こゝに
いうことを申し上げてはどうかと思ひますが、私、

実はこの任務につきましたときに、どうも大臣も
全通相手だからなかなかたいへんですね、こゝに
おられる。このことは全通といふものに対する一
般的なイメージが、何かまあ少し普通の労働組合
よりも特徴があるやうなふうにも解されるわけ
です。何かこう、いまの状態といふものが、当局
側と並行線にあるやうな、一体何ゆえかかる事
態がもたらされたのか、こゝにいうところに、やは
り思ひをいたさなければいけない時期ではないか。
こゝにいうように考へておるのでございまして、
戦後約四分の一世紀が過ぎようとしており、私も、初
期の労働関係立法などが出ます際にも議員でお
りましたから、そのいきさつはよく知つておるつ
もりでございます。そして、もうこれだけの歴史
をけみしたのであるから、もう少し何かよき労働
行と言ひましようか、労使間のリレーションとい
うものがうまく定着してしかるべきように思
うのですが、それがいま御指摘になるやうな事態に
まだ今日低迷しておるとすれば、お互いによく反
省しなければならぬ点であつて、特にこれは当
局側としては、顧みて他を言う前に、みづからを
ひとつきびしく反省をしてみる必要があるのでは
ないか、かように存じておるものであります。

○野上元君 私は、これで終わります。
○久保等君 私は、時間がありませんから問題提
起だけにしておきたいと思ふんですが、先ほど
来、いろいろ具体的な問題やら、あるいは一般的
な問題について労使問題で質疑が行なわれまし
た。今日当面しておる郵政の事業といふものは、
もう少し正常といふべきか、円滑な運営ができる
やうな状態にしなければならぬといふことは、だ
れしも私は異存がないところだと思ふんです。や
はり最大のガンは、先ほどから言われておるやう
に、郵政の職場に入つて感ずることは非常に暗
い、それからとげとげしい空気が強いといふこと
です。

たまたま私、昨年の暮れに、いまだ一度も
行つたことないですけれども、福島県下の教局に
行つたんですが、二局ばかりの問題について

て、自後適当な機会に御報告を願ひたいと思ふん
ですが、したがって、こゝで質問をしようとは思
ひつておりませんが、また当然、ですから御答弁
もいただけないと思ひますが、お調べ願つて後日
ひとつ御報告願ひたいと思ふんです。

それは、大野郵便局、この局長は氏家某とい
う局長のやうです。それからもう一つは、富岡郵便
局、これは久野某という局長です。ほかにも行
つたのですが、この二つの職場に行つて非常に感
ずることは、全く何か労使関係が敵対関係にある
やうな感じがするんです。同時にまた、私は別に
労働組合の立場で行つたわけでも何でもありません
が、局へ行つて、第三者であり初対面の私自体
に、態度も全く常軌を逸した、不作法といふか、
まあ常識では考えられないやうな実態は態度なん
です。一体、こゝにいう職場があつて国民に對して
サービスがどうか、こゝに言つてもナンセン
スだと思つたんです。何でも長い間労使関係の問
題があつたやうです。たとえば大野郵便局にして
も、ところが前はむしろ比較的労使関係はうまく
いっておつたんだけれども、さきさきだか言つ
ておつたやうに、むしろ組合に對して弱腰だとい
うやうな立場で局長を取りかえたと思ひますが、
取りかえたいまの局長といふのは、全く連日、局
長と職場の従業員との間にこばを満ちにかわす
こともないんじやないかと思ひます。非常に
陰険な状態でした。何でも、組合の掲示板が従
来局内にあつたのを一方的に、自転車置き場のほう
に移してしまつたといつたやうな、外から聞けば
全くくだらないといふか、たいした問題でないこ
とで何か両方がいたけだかになつて、満足に口も
きけないといつたやうなことで、たいへんな職場
の中で問題になつておるんです。こんなことなん
かも、さきから野上委員が言つたやうなこと
で話し合はばたいした問題でないと思ふんだけれど
も、しかし、あまりそれを譲つて、従来のやうに
局内に掲示板を置くと、これはまた局長の立場も
おかしくなるのかもしれないけれども、とにかく
普通の常識では考えられないやうなことだ

ごたやっています。したがって、私が行ってもふくれつらしてろくすっぽあいきつもしない。それから富岡の郵便局の局長の場合もそうです。われわれのほうであいきつしてもあぐら組んでストープの前でたばこを吹かしている。とにかく一つかけない。だれかと思ったら、あとから聞いたらあれが局長だという話を聞いたんです。こういうような局長を置いて、富岡の郵便局にしても日常の業務が円滑にスムーズにいくとは思えない。

そこで、ここで答弁を願ってももちろん答弁をする材料も何にもないでしょうから、私お調べ願いたいと思うんですが、特に大野郵便局の場合には、労使関係の問題、これが一体その後どうなったのかということ、それから、両局とも一体局長がどういう経歴の人物で、それでこの局長が就任した経緯はどういう一体経緯で就任したのか、たとえば、前の局長がある問題があつて更迭をされたのか、そういう任命された経緯、こういうことをひとつ別途お調べ願つて、御報告を願いたいと思うんです。こういう委員会でも、あまり細かい具体的な問題でもあてもない、こうでもないという議論をしようとは思いません。しかし、簡単に結論的に言えば、ああいうとにかく空気や職場の状態では、郵政事業の最も国民に親しまれやすい、また親しまれる、しかも、身近な公共事業を扱っている郵政事業がうまくいかない。そういうことで、一体人事問題をどう考えておるんだらうか、労使関係の問題として、一体どう考えておるんだらうかということについて、私は非常に大きな疑問を持つわけです。ぜひひとつ、こういう不透明というか、非常に異常な状態である職場なり、あるいは郵便局長の態度、こういうことについて、私はやはりてきぱきと郵政局なりあるいはまた郵政本省なりが指導すべきだと思うんです。これももちろん労使関係に関連する問題です。それから、あるいは事は簡単にいかないと言われるかも知れぬけれども、問題は、やっぱり局長なら局長がさくばらんに裸になつて職員に接する

と、問題があるならお互いにそれこそあたたかい気持ちで話し合ひ。こういふ中から、おそらく十中八、九まで解決するんじゃないかと思うんですが、それが何かお互いに一歩でも譲つたらいへんなことになるんだというような気持ちで張り合つていて、そこから見ると全くナンセンスだ。そのことが国民にとつてたいへん不幸であり、国民がたいへんな迷惑を受けるんですから、そういうことがないようにぜひ願いたいと思うんです。たまたま昨年の年末に私が経験した具体的な郵便局の問題についてお調べを願ひ、その事情について、御説明を別途願ひたいのですが、全国的に何かしら陰湿な陰険な空気が郵政事業の中にある。これは郵政大臣も就任早々でございすが、私は、ぜひ郵政事業をもう少し明朗な郵政事業にするのはどうしたいかということとを真剣に考えてもらいたいと思います。

いま申し上げた具体的な問題については、お調べ願つて、別途ひとつ御報告願ひたいと思います。ただ、いま申し上げたことについて一言、郵政大臣にとにかく従来やつていふことについて、どこかで悪循環を断ち切つて、郵政事業というものをほんとうに国民に喜ばれる明朗な職場にしてもらいたいと強く要望したいと思うんですが、郵政大臣からちよつと御所見を伺いたい。

○国務大臣(井出 太郎君) 御指摘のありました具体例については、当局で調べてからにいたしたいと思ひます。後段にお触れになりました郵政事業の現状、これをもっと明朗なものに再建をしなければならぬ、このことは全く私も同感でございします。私も新任早々に、これをすぐ自分なりに調べてみておるのでございますが、いろんな条件はなかなか悪条件ばかりでございまして、よほどこれはふんどしを締めてからならなければならぬ仕事だと思ひます。ひとつそのつもりで、今後、御趣旨のような方向で私も取り組んでまいりたい、かように存するわけであります。

○委員長(近藤信一君) それでは午前はこの程度にとどめて、午後一時三十分まで休憩いたします。

す。

午後零時十四分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易郵便局法の一部を改正する法律案

簡易郵便局法の一部を改正する法律案
簡易郵便局法の一部を改正する法律
簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「営利を目的としなない団体であつてこの法律で定めるもの」を「この法律で定める者」に改める。

第三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

五 十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人

第三条第二項中「第九項」を「第十項」に改め、同条の次に次の一号を加える。

第三条の二 次の各号の一に該当する者は、受託者となることができる。

一 二十五歳未満の者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者で復権を得ないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

五 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

六 第十九条第二項第四号の規定により委託契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者

第四条第一項中「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「及び組合」を「組合又は第三条第一項第五号に掲げる個人の二以上」に改め、

「組合」の下に「同号に掲げる個人」を加える。

第六条中「郵政窓口事務のうち」を「郵政窓口事務並びに国民年金の給付の支払に関する郵政窓口事務のうち」に改める。

第十条中「及び郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)」を「郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)」に改める。

第十一条第一項中「第三条第一項」の下に「第一号から第四号まで」を「従事するもの」の下に「及び同項第五号に掲げる個人たる受託者」を加える。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一号を加える。

(委託契約の解除)

第十九条 郵政大臣は、受託者が第三条の二第二号から第五号までの一に該当するに至つたときは、第五条の規定にかかわらず、委託契約を解除しなければならない。

2 郵政大臣は、次に掲げる場合は、第五条の規定にかかわらず、委託契約を解除することができる。

一 当該簡易郵便局における郵政窓口事務の利用の状況にかんがみ、当該簡易郵便局を存置する必要があると認められるとき。

二 当該簡易郵便局のある地域に郵便局が設置されたため、当該簡易郵便局を存置する必要がないと認められるとき。

三 受託者が心身の故障のため委託事務の遂行に堪えないと認められるとき。

四 受託者がこの法律、この法律に基づく省令若しくは委託契約に違反し、又はことさらに委託事務の処理を怠つたとき。

3 受託者は、九十日前までに郵政大臣にその旨を申し出て、委託契約を解除することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその効力を有する委託契約(簡易郵便局法第四條第一項に規定する

委託契約をいう。の解除については、当該委託契約の期間（この法律の施行後にその期間が更新される場合には、その更新後の期間を含んだものとする。）内に限り、なお従前の例による。

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易郵便局法改正に関する請願（第三〇九号）（第三二四号）（第四〇五号）（第四〇六号）（第四四四号）（第四四七号）（第五二二号）（第五三五号）（第五三六号）（第五三七号）（第五三八号）（第五三九号）（第五五〇号）（第五五七号）（第五八〇号）（第五八一号）（第五八二号）（第六一一号）

一、有線放送電話の試験接続県外通話の期限延長に関する請願（第三二三号）

第三〇九号 昭和四十五年二月二十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（六通）

請願者 山梨県甲府市屋形三ノ七ノ一七相川簡易郵便局内 山村登喜夫外五名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第三一四号 昭和四十五年二月二十日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（二通）

請願者 岐阜県海津郡南濃町山崎南濃山崎簡易郵便局内 中村国夫外一名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第四〇五号 昭和四十五年二月二十三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（七通）

請願者 岐阜県中津川市瀬戸簡易郵便局内 後藤勘一外六名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第四〇六号 昭和四十五年二月二十三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡飯沢町鬼島簡易郵便局内 深沢重蔵

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第四四四号 昭和四十五年二月二十三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 京都府綾部市大島町中筋簡易郵便局内 新庄勝一

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第四七四号 昭和四十五年二月二十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（六通）

請願者 岐阜県瑞浪市陶町水上簡易郵便局内 河野祐三外十五名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五二二号 昭和四十五年二月二十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡御荘町菊川簡易郵便局内 小埜山光子

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五三五号 昭和四十五年二月二十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宮石町宮石簡易郵便局内 磯谷清

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五三六号 昭和四十五年二月二十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（五通）

請願者 石川県七尾市八幡町八幡簡易郵便局内 林茂外四名

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五三七号 昭和四十五年二月二十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（十九通）

請願者 富山県氷見市十二町万尾尾簡易郵便局内 沢村すみ子外十八名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五三八号 昭和四十五年二月二十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（三十六通）

請願者 富山県東砺波郡利賀村上村簡易郵便局内 岩腰豊松外三十五名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五三九号 昭和四十五年二月二十四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（十二通）

請願者 青森県十和田市滝沢町滝沢簡易郵便局内 下村幸治外十一名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五五〇号 昭和四十五年二月二十五日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（十二通）

請願者 福井県丹生郡宮崎村小曾原簡易郵便局内 高原景三外十一名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五七九号 昭和四十五年二月二十五日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 茨城県新治郡出島村平川簡易郵便局内 山口忠良

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

簡易郵便局法改正に関する請願（五通）
請願者 岐阜県瑞浪市一色町二ノ一二六瑞浪一色簡易郵便局内 安藤てる子外四名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五八一号 昭和四十五年二月二十六日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（三十通）

請願者 山形県東置賜郡川西町大川簡易郵便局内 江口太郎外二十九名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五八二号 昭和四十五年二月二十六日受理
簡易郵便局法改正に関する請願（四通）

請願者 岐阜県大垣市島里町六〇七ノ一大垣島里簡易郵便局内 西森富貴子外三名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第六一一号 昭和四十五年二月二十六日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 愛知県岡崎市宮石町宮石簡易郵便局内 石川いづ子外二名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第三二三号 昭和四十五年二月二十日受理
有線放送電話の試験接続県外通話の期限延長に関する請願

請願者 神奈川県秦野市今川町一ノ三秦野市農業協同組合長 高橋角蔵外三百三十九名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

昭和四十五年三月十八日印刷

昭和四十五年三月十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局